



矯正施設・保護観察所等の支援

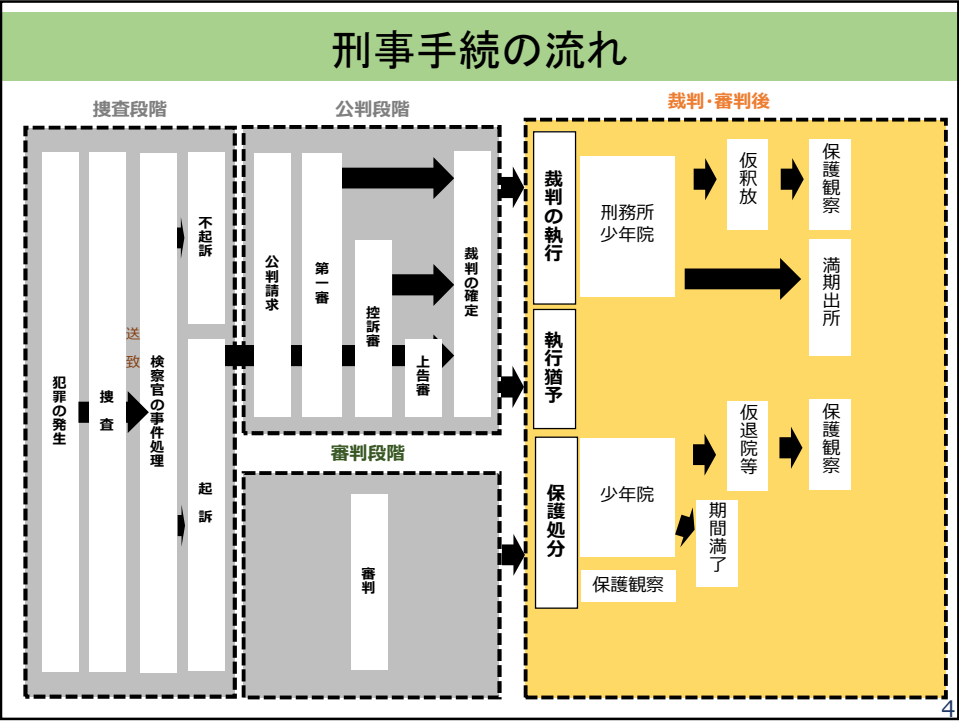
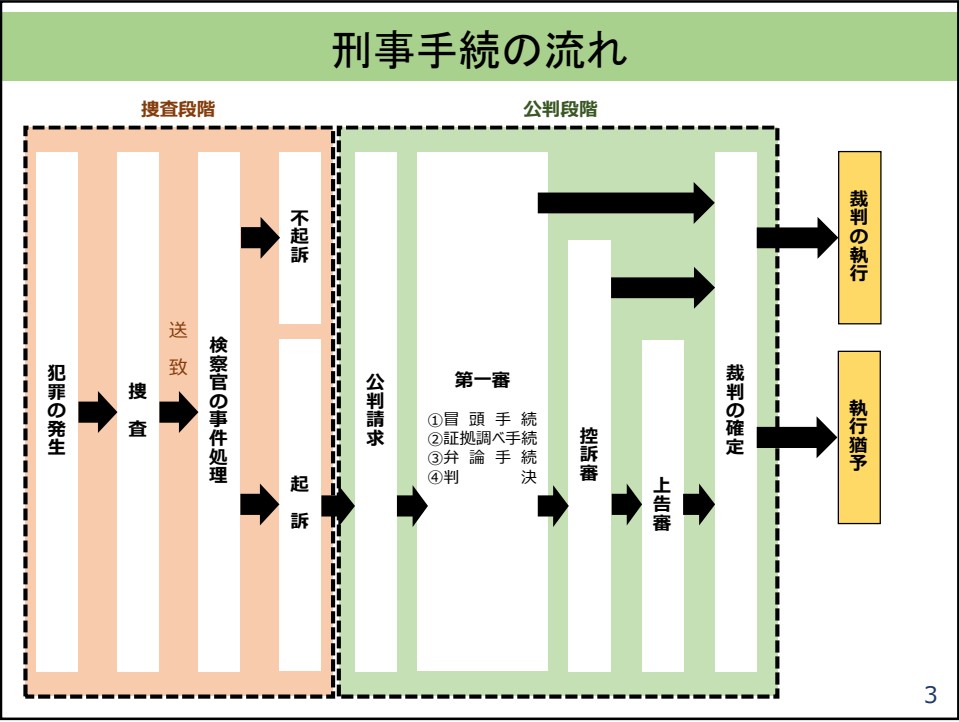
法務省矯正局

法務省保護局

法務省

本講義の内容

- 被害者等通知
- 矯正における心情等聴取・伝達制度
- 仮釈放等審理における意見等聴取制度
- 保護観察における心情等聴取・伝達制度
- 保護観察所による相談・支援



矯正施設・保護観察所等の支援

- 被害者等通知
加害者の裁判等終了時～刑等の執行終了時まで
- 矯正における心情等聴取・伝達制度
加害者が矯正施設入所中
- 仮釈放等審理における意見等聴取制度
加害者の仮釈放等審理中
- 保護観察における心情等聴取・伝達制度
加害者の保護観察中
- 保護観察所による相談・支援
主に、刑事裁判等終了後～

5

被害者等通知

○概要

犯罪被害者等の希望に応じ、裁判確定後等における加害者の処遇状況等について、検察庁、矯正施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知するもの

○申出先

加害者が刑事処分 → 申出先は検察庁

加害者が保護処分 → 申出先は少年鑑別所
又は保護観察所

6

被害者等通知

○利用できる人

加害者が刑事処分

被害者、その親族

又は内縁関係にある方、婚約者など親族に準ずる方、
弁護士であるその代理人

加害者が保護処分

被害者、被害者の法定代理人、

被害者が亡くなった場合やその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、

直系親族又は兄弟姉妹、

これらの方から委託を受けた弁護士

被害者等通知

○通知内容（加害者が刑事処分の場合）

- ・ 収容されている刑務所の名称・所在地
- ・ 実刑判決が確定した後、刑務所から釈放される予定（満期出所予定時期）の年月
- ・ 受刑中の刑務所における処遇状況
- ・ 刑務所から釈放（満期釈放、仮釈放）された年月日
- ・ 執行猶予の言渡しが取り消された年月日
- ・ 仮釈放審理を開始した年月日
- ・ 仮釈放を許す旨の決定をした年月日
- ・ 保護観察が開始された年月日や
保護観察終了予定年月日
- ・ 保護観察中の処遇状況
- ・ 保護観察が終了した年月日

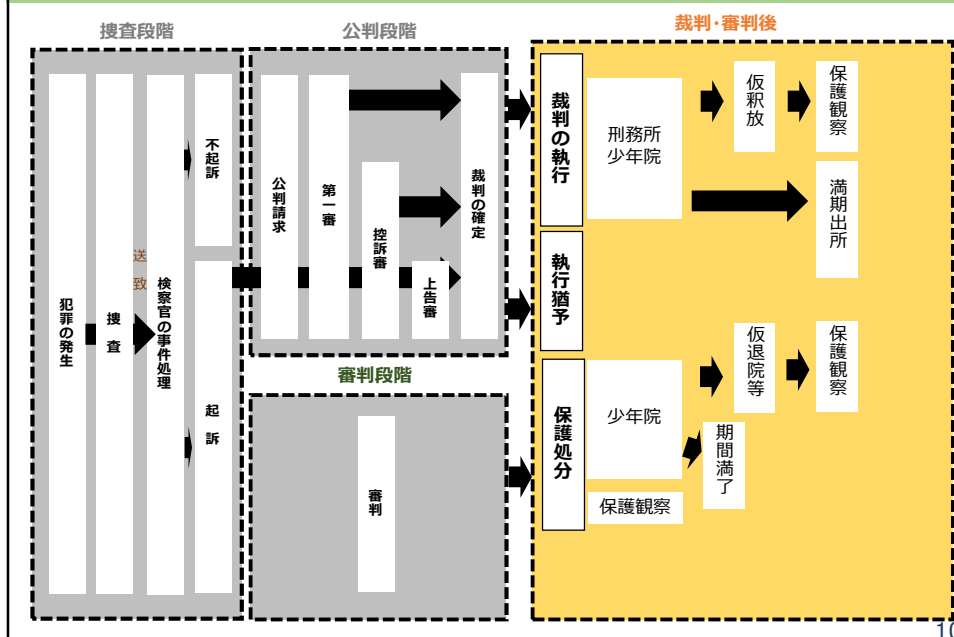
被害者等通知

○通知内容（加害者が保護処分の場合）

- ・ 入院年月日及び収容されている少年院の名称・所在地
- ・ 少年院における教育状況
- ・ 少年院を出院した年月日
- ・ 仮退院等審理を開始した年月日
- ・ 仮退院等を許す旨の決定をした年月日
- ・ 保護観察が開始された年月日や保護観察終了予定年月日
- ・ 保護観察中の処遇状況
- ・ 保護観察が終了した年月日

9

刑事手続の流れ



10

矯正施設における心情等聴取・伝達制度

○ 法制審議会諮問第103号に対する答申等を踏まえて制度を新設（令和5年12月1日運用開始）

➤ 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度（概要）

刑事施設長や少年院長は、

- 1 申出のあった被害者等の心情等を聴取する
- 2 被害者等が希望した場合には、心情等を受刑者等に伝達する
- 3 被害者等の心情等を矯正処遇・矯正教育で考慮する



○ 制度の流れ

➤ 申出の受付

受付機関：全国の矯正管区・矯正施設

➤ 聴取日時等の通知

通知内容：聴取日時・場所等

聴取場所：全国の矯正管区・矯正施設

➤ 心情等の聴取

聴取方法：原則口頭で何い、被害者等の確認を得ながら聴取書面を作成

※ 必要に応じて、第三者の同席も認める

➤ 心情等の伝達

伝達方法：原則として、聴取書面を読み聞かせる

伝達時期：速やかに伝達（処遇状況等を考慮）

➤ 伝達結果の通知

通知内容：伝達結果（伝達内容等）のほか、被害者等に希望に応じて、伝達時の反応等（心情について述べたことなど）についても併せて通知を行う

11

矯正施設における心情等聴取・伝達制度

○ 制度の更なる利用に向けて

➤ 制度の利用状況

	刑事施設	少年院	合計
受理	44件	15件	59件
聴取	36件	14件	50件
伝達	32件	10件	42件

※ 令和5年12月1日から令和6年5月31日までの集計値（矯正局公表資料）

➤ 制度広報

～ パンフレット・リーフレットの配付 ～

～ 制度ホームページ ～



<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>

12

被害者等通知（処遇状況等の通知）

○ 制度概要

犯罪被害者等の希望に応じ、判決等確定後における加害者の処遇状況等について、検察庁、矯正施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知するもの

○ 申出先

加害者が刑事処分（受刑者） → 申出先は検察庁

加害者が少年院送致決定（少年院在院者） → 申出先は少年鑑別所

○ 通知内容

（加害者が刑事処分（受刑者）である場合）

収容されている刑事施設の名称及び所在地、刑務作業名、改善指導名、制限区分、優遇区分、褒賞の状況、懲罰の状況 等

（加害者が少年院送致決定（少年院在院者）である場合）

収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、処遇の段階、個人別矯正教育目標、賞・懲戒の状況、問題行動指導の状況 等

13

仮釈放等審理における意見等聴取制度

○概要

地方更生保護委員会が行う仮釈放、仮退院、更生保護法47条の2の決定による退院審理に対し、被害者等が**意見等を述べる**ことができる制度

○申出先

仮釈放等審理を行っている**地方更生保護委員会**

又は 最寄りの保護観察所

来庁・郵送のいずれも可能

○利用できる人

被害者、被害者の法定代理人、

被害者が亡くなった場合やその心身に重大な病気やけがなどがある場合における

その配偶者、直系親族又は兄弟姉妹

14

仮釈放等審理における意見等聴取制度

○述べることができる意見等

仮釈放等に関する意見

仮釈放等中の保護観察、生活環境調整に関する意見

被害に関する心情

○意見の反映

⚠加害者には制度利用の事実・意見等は伝わりません

仮釈放等を許すか否かの判断や

加害者の生活環境の調整に当たり考慮

仮釈放が許可されて保護観察となった場合は、

保護観察を実施する上での指導等で考慮

15

保護観察における心情等聴取・伝達制度

○概要

被害者等が、保護観察所に対し、その心情等を述べ、希望がある場合に保護観察所が保護観察中の加害者に対し、これを伝達する制度

○申出先

加害者の保護観察を実施している保護観察所

又は最寄りの保護観察所

来庁・郵送のいずれも可能

○利用できる人

被害者、被害者の法定代理人、

被害者が亡くなった場合やその心身に重大な病気や

けがなどがある場合における

その配偶者、直系親族又は兄弟姉妹

16

保護観察における心情等聴取・伝達制度

○述べることができる心情等

被害に関する心情

被害者等の置かれている状況

保護観察対象者の生活・行動に関する意見

○伝達

被害者等から聴取した心情等に関する書面を、

加害者の保護観察を担当する保護観察官が、

加害者の面前で朗読して伝達

※加害者への伝達を希望しない場合は、

保護観察における指導等で考慮

17

保護観察所による相談・支援

○概要

被害者担当官や被害者担当保護司が、被害者やその親族などの悩みや不安などをお聴きし、相談に応じるもの

○相談先

最寄りの保護観察所

（法務省ホームページに被害者専用番号を掲載しています）



○利用できる人

被害者、その親族等

○相談方法

オンラインで相談受付が可能です

来庁、電話、手紙・FAX

18

保護観察所・地方更生保護委員会による犯罪被害者等施策

詳細は法務省ウェブページを御覧ください。

実際に制度を利用した方々の体験談や制度紹介動画なども掲載しています。

法務省トップページ > 法務省の概要 > 組織案内 > 内部部局 > 保護局 > 更生保護における犯罪被害者等施策

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim.html



ご視聴ありがとうございました。

